

「経営規模等評価の基準等改正」（平成27年4月1日改正）の概要

改正の概要 平成27年4月1日施行

1 審査基準の改正について

(1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価対象とする。

- ・若年技術職員の継続的な育成及び確保
→技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合、1点加点する。
- ・新規若年技術職員の育成及び確保
→新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合、1点加点する。

(2) 建設機械の保有状況の評価対象とする建設機械の範囲を拡大する。

【今回の改正により評価対象に追加されたもの】

- ・移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上のもの）
- ・大型ダンプ車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）
- ・モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）

※従来から評価対象であるもの

- ・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの）
- ・トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
- ・ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）

(3) 有資格区分コードの追加。

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規程による技能検定のうち、
- ・大工工事業について「型枠施工」の資格を有する技術職員を評価対象とする。
 - ・管工事業について「建築板金（ダクト板金作業）」の資格を有する技術職員を評価対象とする。

2 経営事項審査等の申請に係る書類（建設業法施行規則別記様式）の主な改正概要について

◆【別紙3】その他の審査項目（社会性等）

- ・改正後の記載項目として、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」及び「新規若年技術職員の育成及び確保」を追加。

◆【別紙2】技術職員名簿

- ・新規掲載者に○印を記入する欄を追加。
- ・審査基準日現在の満年齢の記入欄を追加。

◆ 評価対象となる建設機械の範囲が拡大されたことに伴い、建設機械の保有一覧表を改訂。

また、建設機械抵当法施行令別表に規定されている評価対象となる建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー）のうち、オフロード車については、前年度（前回）経営事項審査において確認済みのものの「所有の確認ができる書類（契約書等）」の提示・「写真（写真台紙）」の提出が省略できる。（その場合、前年度（前回）の「建設機械保有一覧表」の原本提示が必要。）